

# 大学図書館における個人情報・プライバシー保護 —貸出記録の管理方法と消去の必要性を中心に—

沖縄国際大学総合文化学部 助教授 山口真也

## はじめに

図書館が管理する利用者の読書記録の中には、人に知られたくないセンシティブな(機微な)情報や、「そっとしておいてほしい」と感じるような心の領域にある読書内容が含まれることがある。これらの情報が容易に他者に知られてしまう図書館があるとすれば、利用者の「知る自由」という基本的人権は保障されなくなってしまう。また、利用者本人が特に「秘密」と感じる情報であっても、読書記録の用途は多様であり、例えば、身元調査や思想調査などに悪用される可能性も存在する。人事や就職、結婚などの人物評価のための情報として、読書記録が利用(悪用)されるとすれば、その利用者の人生を大きく変えてしまうこともあるだろう。図書館員は、知る自由の保障、あるいは人権保護という観点から、貸出記録を、利用者のプライバシー、または個人情報として常に意識し、第三者に知られないような環境を整備していかなければならない。

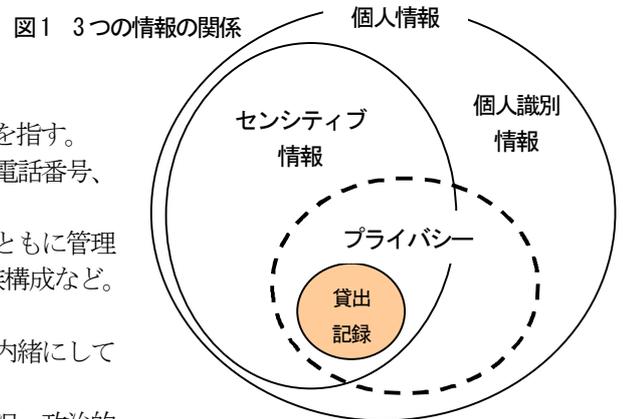
図書館界においては、知る自由の保障、あるいは人権を守るために読書記録を保護するという考えは、これまでも「図書館の自由に関する宣言」や「図書館員の倫理綱領」において展開されてきたが、それはあくまでも「倫理」であり、強制力を伴わない努力目標であった。しかしながら、2005 年 4 月からの「個人情報保護法」の本格施行により、読書記録、つまり個人の内心に関するセンシティブな情報を保護することは、民間事業者の付設図書館(私立大学の図書館)にとって、法的な義務として課されるようになったのである。私立大学図書館は、個人情報保護法の下で、そのサービスを根本的に見直さなければならない時期にあると言えるだろう。

今回の講演では、私立大学図書館協会西地区部会に加盟する各大学図書館(241 館)へのアンケート調査結果をもとに、大学図書館における読書記録、特に貸出記録の保護の重要性を再確認するとともに、大学図書館における望ましい貸出記録の管理方法について、考察、提案してみたい。

## 1. 大学図書館における個人情報・プライバシー保護の必要性

### 1.1 個人情報とプライバシーと貸出記録

- 1) 個人情報(Personal Data) → (生存する)個人に関する情報の全てを指す。
  - 1-1) 個人識別情報(個人を特定するための情報) → 氏名や住所、電話番号、生年月日、メールアドレスなどの事実情報。
  - 1-2) センシティブ情報(機微な情報) → 個人を識別できる情報とともに管理された病歴や学歴、身体的特徴、内心、信用情報や信仰、家族構成など。人事、婚姻、就職などの際に評価情報として使用されやすい。
- 2) プライバシー(Privacy 秘密) → 個人に関する情報のうち、秘密(内緒にしておきたい情報)、あるいはそっとしておいてほしい情報を指す。
- 3) 貸出記録 → 個人の内心に関する情報。趣味嗜好、信仰や罹病状況、政治的な主義や思想に関する情報などの興味関心が反映される。センシティブ情報と一部重なることから、プライバシーを含むと考えられる。恥ずかしさには個人差があり、第三者は判断できないため、図書館にとっては全てがプライバシーとなる。



### 1.2 貸出記録を保護するための具体的な方法—個人情報保護法を手がかりに

#### (1) 大学・大学図書館は個人情報保護法の対象か？

個人情報保護法(の一般法部分)は、「個人情報取扱事業者」を対象とした法律である。法律の定義によると、個人情報取扱事業者とは、①公的機関を除く、②過去 6 カ月以内に 5000 人を超える個人情報を取り扱う日がある事業者であり、③「個人情報データベース」等を事業(一定の目的を持って反復継続して遂行される行為)の用に供している者を指す。学生、教職員、卒業生、聴講生等の大量の個人情報を取り扱う私立大学もまた、そのほとんどが個人情報事業者に該当し、その一部署となる図書館もまた個人情報保護法に従って、日々のサービスを見直さなければならない。

#### (2) 大学・大学図書館に課される義務

個人情報保護法によると、個人に関する情報は、その管理、保有の状態によって、個人情報、個人データ、保有個人データの 3 つに分類され、これらの種類によって事業者の義務は異なることになる(右図)。①個人情報とは生存する個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるもの、②個人データとは個人情報データベースを構成する個人情報、③保有個人データとは半年以上の期間に渡って管理される個人データを指す。これらの個人情報の取り扱いを、個人情報の取得(収集)時、個人情報の利用時、個人情報の管理時に分け、情報の種類ごとに事業者が課される義務を詳しくまとめると表 1 のようになる。

●保有個人データ(第2条第5項)		図2 保護対象ごとにみた 個人情報取扱事業者の義務
24条	保有個人データに関する事項の公表等	
25条	開示	
26条	訂正等	
27条	利用停止等	

●個人データ(第2条第4項)		●個人情報(第2条第1項)	
19条	データ内容の正確性の確保	15条	利用目的の特定
20条	安全管理措置	16条	利用目的による制限
21条	従業員の監督	17条	適正な取得
22条	委託先の監督	18条	取得に際しての利用目的の通知等
23条	第三者提供の制限		

表1 事業者に課される義務とその内容

事業者に課される義務		対象	主な内容(一部抜粋)
個人情報 収集(取得) 時	(1)目的明確 化	個人情報 個人データ 保有個人データ	1) 個人情報を収集する場合は、収集する目的(用途・必要性)を可能な限り限定しなければならない。 2) 本人(個人情報によって識別される特定の個人)に開示しなければならない。
	(2)収集制限		1) 個人情報は必要最低限の範囲で収集されなければならない。(1)にて相手に開示した目的の達成において不要な情報は収集してはならない(=非目的な取得の禁止)。 2) 適法かつ適正な方法によって収集されなければならない(=非合法的な取得の禁止)。
個人情報 利用時	(3)利用制限		個人情報は非合目的に、つまり目的を越えて利用してはならない。利用者に開示した目的とは別の目的で使用してはならない。(=目的外利用の禁止)
個人情報 管理時	(4)安全管理	個人情報 保有個人データ	1) 個人情報を取り扱う者は、安全管理のための措置が講じられるよう配慮しなければならない。(機密性: 滅失、外部提供の禁止・外部漏洩の防止、それともなう委託先、従業員の監督) 2) 管理する個人情報は、目的達成に必要な範囲において、最新の状態でなければならない(完全性: ただし、現在、使用しない情報を訂正する必要はない) 3) 個人情報は安全に管理運用され、許可された利用者が必要な情報を常に利用できる状態になければならない(可用性)。
	(5)本人関与 (個人参加)	保有個人データ	1) 本人からの当該本人が識別される保有個人データの開示請求があった場合には、本人確認の上、遅滞なく開示しなければならない。(著しく業務に支障を来す場合等を除く) 2) 個人には自己の情報(保有個人データ)の所在を把握する権利があり、管理されている個人情報が誤っている(最新のものではない)場合は修正の申し立てを行うことができる。 3) 個人には、自己の情報(保有個人データ)が収集時に開示された目的外に使用されていること、外部提供されていることを知った場合、その情報の利用停止を求める権利がある。
全般	(6)公開	個人情報 個人データ 保有個人データ	以上の個人情報の取り扱いに関する実施方針等を公開し、データの存在、利用目的、管理者等を明示しなければならない。(※法律では義務化されていないが、個人情報保護を実践する上で有効な手段と言われる)

この表に規定された義務を、大学図書館における貸出記録の取り扱いについて当てはめて考えてみると、

- 1) 個人情報である貸出記録の所有者はあくまで利用者本人であり、本人が自己の情報に関してコントロールする権利を所有しているという意識を持つこと、
- 2) 本人ではない大学図書館員が個人情報である貸出記録を取得し、利用、管理する場合は、個人情報の取り扱いに関する方針(ポリシー)をできるだけ具体的に公表し、本人の了解に基づき(拒否する権利を与えること)、了解された方法や範囲でのみ使用し、本人の予期しない用途では使用しないこと、
- 3) 個人情報の外部提供や漏洩を防ぎ、完全性や可用性に関して責任を持つこと、——これらが事業者である大学、その一部署である大学図書館に義務づけられていることが分かる。

## 2. 大学図書館における個人情報・プライバシー保護の現状に関する調査

### 2.1 調査の目的・対象・方法

個人情報保護法は新しい法律である。よって、この法律を前提とする貸出記録の管理方法に関するコンセンサスはまだ形成されていないと考えられる。特に、貸出記録の保有期間については、資料が無事に返却されたことを確認した時点(返却時)に消去するという考え方がカード式の時代に広がったと言われる一方で、コンピュータ式への移行により、そうした問題意識が喪失し、貸出記録が返却後も残されるようになったとも考えられている。個人情報というものは、存在する限り、常に流出、漏洩する危険性がつきまとうことになる。不要な情報をいつまでも抱え込み、いたずらに義務を課せられ、利用者に不安を与えることは賢い選択ではない。貸出記録の管理方法を把握し、個人情報保護の原則からみた問題点と課題を検証するために以下の方法で調査を実施した。

- 1) 対象 → 私立大学図書館協会西地区部会に加盟する各大学図書館 241 館
- 2) 方法 → 2005 年 4 月 4 日に各大学図書館長宛てにアンケート用紙を郵送。調査回答期限は 2005 年 4 月末日とし、自由な意見の交換と現状の正確な把握を目的としたため、署名欄は設けず、文書でも無記名での回答を依頼することとした。
- 3) 回収率 → 2005 年 5 月 24 日までに 198 館からの回答が寄せられ、うち 3 館からは「個人情報保護法に対するルールが未確定であることから、今回は回答を控えたい」という意思表示があった。回収率は 82.2%と、非常に高い値となったことから、この問題への関心の高さが明らかとなった。

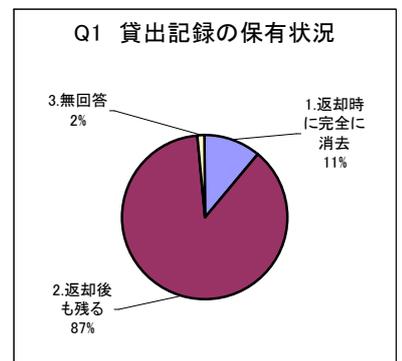
### 2.2 調査結果と問題点の分析

#### 2.2.1 返却後の貸出記録の保有状況(Q1)

- 1) 22 館が返却と同時に、個人に結び付く形で貸出記録を消去していると回答。その割合は全体の 11%と非常に小さい。
- 2) 173 館(87%)は、資料が返却された後も、個人の貸出記録を保有し続けている。大学図書館の一般的な対応として、返却後も記録を保有していることが分かる。

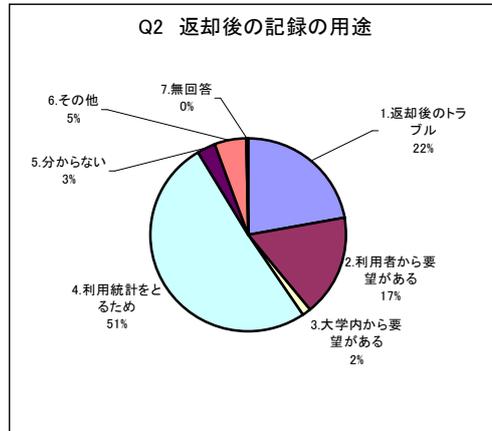
#### 2.2.2 返却後に貸出記録を保有する理由(Q2)

- 1) 「システムの設計上、利用統計をとるために貸出記録を残しておかなければならない」という回答が過半数を占める。個人の貸出記録は返却時に消去して、全体の利用



状況を吸い上げるという仕組みで統計処理を行うことは不可能ではない。「利用統計をとるため」という理由は、積極的に貸出記録を残しておかなければならない理由にはならないと思われる。130 館のうち 74 館はこの項目を単独で選択しており、全体の 37.4%は、システム上の不都合から貸出記録を仕方なく残しているという現実が明らかとなる。

- 2) 次いで、「返却後のトラブルに対応するため」を 57 館、全体の 22%が選択している。自由記入欄によると、「利用者による返本主張の際の証拠としての利用」「資料の汚損破損や付属資料の紛失への事後対応」を合わせると半数を超えることになる。しかし、資料の汚損破損状況は、返却時にチェックすれば済むであろうし、仮に返却時にチェックできない状況があるとしても、資料は館内で破損されたり、汚損されたりすることもある。事後にいくら貸出データを遡ってチェックしたとしても、最終帯出者が資料を汚損、破損したという証拠にはならない。また、最終帯出者が「以前から汚れていた」と言えばそれまでであり、いくらでも言い逃れることは可能であるため、貸出記録を残しておく絶対的な理由にはならないように思われる。



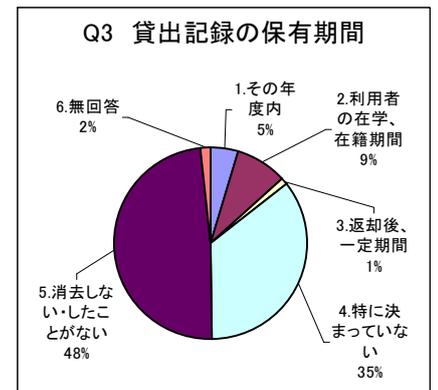
自由記入	回答数
1. 返却した、しないのトラブルに対応(返本主張)・返却処理が正しく行われたかどうか確認するため	20
2. 汚損、破損の状態、付属資料の紛失を確認	16
3. 蔵書が紛失した場合の追跡調査	4
4. その他	5
5. 無回答	12
合計	57

- 3) 「利用者(学生)からの要望」を挙げたのは 43 館、全体の 17%であった。自由記入によると、「自分の借りた本のリストを欲しい」「何月頃借りた本の書名が分からないので教えてほしい」といった内容だが、図書館サービスの一つとして実施する必要は果たしてあるのか。読書の記録というものは、個人が読書ノートや日記帳の隅に書き記せばすむことであり、大学生であればそうした能力は既に身に付いているはずであり(またはレシートを渡して自己管理してもらおう方法もある)、貸出記録が残っていなければ、「残っていません」と言う程度のものであるようにも思われる。(もちろん、貸出記録を残さざるを得ない理由が他にあり、現実に記録が残っているのであれば、本人関与の原則に従って、利用者からの読書履歴の参照に応えなければならないが)

- 4) 「その他」の自由記入についても、大半がシステム上の問題を挙げるものであった。例えば、「システムに消去する機能がない」という意見は、貸出記録を個人識別情報(氏名等)から切り離すことができないために、記録を残さざるを得ないとする意見である。この回答も、消極的な理由であると言えるだろう。
- 5) 全体的に見て、貸出記録を返却後も残しておかなければならない合理的、積極的な理由は乏しいように思われる。

### 2.2.3 貸出記録の保有期間(Q3)

- 1) 最も多かった回答は「消去しない(したことがない)」であり(48%)、約半数の大学において、個人情報である貸出記録が半永久的にコンピュータ内に残されている現状が明らかとなる。さらに、この回答に「消去はするが、時期を決めていない(不定期である)」とする回答を加えれば、全体の 8 割を超えることになる(83%)。これまで、貸出記録の保有期間というものが多くの大学において強く意識されてこなかった現実も分かる。
- 2) この結果を、Q2 の理由と照らしてみると、「利用統計をとるため」を単独回答した 74 館のうち、統計処理までの期間を厳密に決めていると思われるのは、「年度内」を選んだ 5 館のみである。他の回答の多くは、「決まっていない」「消去しない」と回答している。「利用者からの求めがある(履歴参照)」と単独回答した図書館についてもほぼ同じ結果であり、現在の大学図書館では、利用目的に見合った保有期間が検討されていないように思われる。

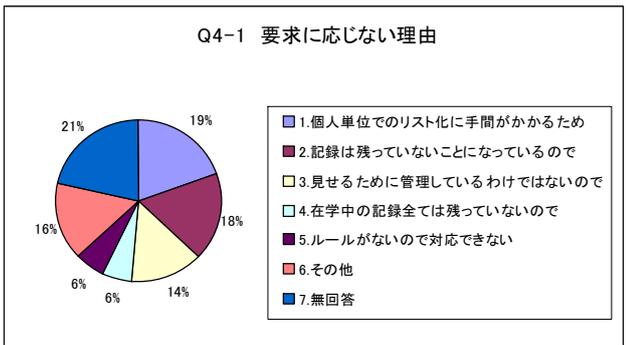
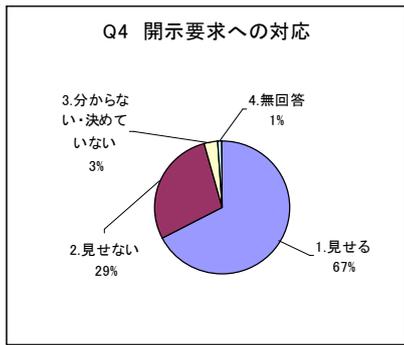


選択肢	回答数
1. 年度内	5
2. 在学・在籍期間	5
3. 一定期間	0
4. 決まっていない	28
5. 消去しない	35
6. 無回答	1
合計	74

### 2.2.4 利用者本人の関与(Q4)

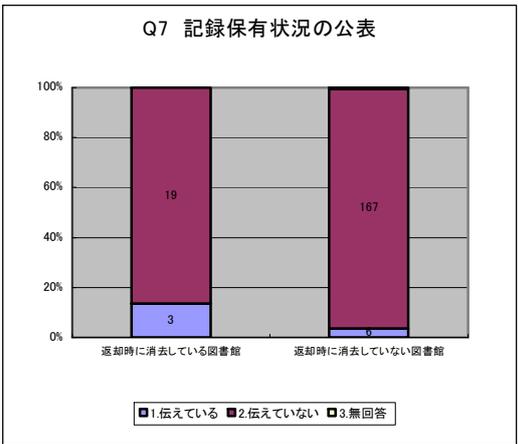
- 1) 利用者からの貸出記録の開示要求があった場合の対応については、「見せる」という回答が多数を占めている。保有する限りは、持ち主本人の要求を拒否することはできないはずであり、大学図書館の一般的対応は適正なものであると考えられる。
- 2) 「見せない」と回答した大学図書館も 50 館、全体の 29%にのぼっており、決して小さい値ではない。最も多い理由は、個別に抽出するためには相当な作業が必要であるため、という理由である。個人情報保護法には、本人開示請求へ応える義務が明記されているが、その一方で、「業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合」には、開示を拒否することができることも記されている(25 条 2)。よってこうした対応は必ずしも間違いとはいえないのだが、業務に支障がある場合でも、単に開示を拒否するのではなく、個人情報保護という立場から、開示しない理由を利用者に説明し、同意を得る努力は求められることになるだろう。

- 3) さらに言えば、18%にあたる 9 館は、利用者からの開示要求を拒否する理由として、「記録は残っていないことになっている」という理由を挙げている。業務上、貸出記録を開示できない理由があるとしても、所持している情報を所持していないと公言することは、虚偽の事実を伝えていることになる。個人情報保護法によると、原則として、事業者が所持する個人の情報は全てその本人が把握している状態になければならない。本人が知らないところで個人情報を管理することの問題性を理解するべきであろう。



2.2.5 保有状況・保有期間の公表(Q7, 8)

- 返却時に貸出記録を消去している大学図書館では、22 館中 3 館が、返却後も保有し続ける大学図書館では、174 館中 6 館が「利用者に伝えている」と答えたのみで、大半は利用者に対して個人情報である貸出記録の管理状況について伝えていないことが明らかとなった。
- 個人情報保護法では、個人情報を保有する期間を公表する義務は明記されていない。しかし、①個人情報を集める際に目的、用途を開示すること、②6 ヶ月以上保有される個人データに対しては開示要求が可能であることを考えれば、その事業者が個人情報を収集した後、どの時点まで保有しているか(どの時点で廃棄されるか)、という情報は明確にならなければならないはずである。当然、大学図書館が、貸出記録を合理的な理由で保有することを決定した場合には、利用者に何らかの形で伝えておくことが望ましい対応ということになるだろう。
- 貸出記録の保有状況の公表方法としては、オリエンテーションが最も多く活用されている一方で、個人情報保護法の施行にともない、活用が期待されている Web サイトを利用する大学図書館はない。貸出記録が返却後も残っていると考えている利用者も多いと思われることから、返却とほぼ同時に貸出記録を消去している大学図書館でも、そのことを利用者に効果的に公表し、個人情報保護や知る自由に対する図書館の姿勢をアピールすることも重要であろう。
- 利用者の情報をどのように扱っているか、ということを広くアピールすることは、大学図書館への信頼を高めることにもつながる。また、記録の保有期間を公表するという作業によって、図書館が貸出記録を集める目的や、その目的に対する保有期間の必然性、合理性、さらには後述する安全管理方法も問われることになる。貸出記録の保有期間を見直すためにも、貸出記録の保有期間の公表という前提に立つべきであると思われる。

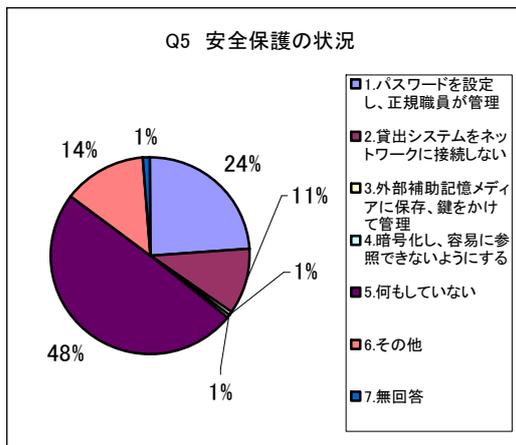


Q8 管理方法を公表する方法(複数回答可)

選択肢	回答数
1. 利用案内パンフレット	3
2. Web サイト	0
3. 新入生オリエンテーション	7
4. 図書館内のパネル	2
5. その他	0
合計	12

2.2.6 安全管理の現状(Q5)

- 「今のところ何もしていない」という回答が約半数(48%)を占めるという意外な結果となった。少なくとも、例示したような一般的な個人情報保護対策は、半数の大学図書館において行われていない状況が分かる。
- 最も多く挙げられた回答は「返却後の貸出記録の参照用パスワードを設定し、パスワードは正規職員のみが管理している(アルバイトや臨時職員には教えない)」という回答であった(全体の 24%、44 館)。
- この項目については、「その他」を選択して、「パスワードは設定しているが、勤務形態は問



Q5-1 その他の配慮(複数回答可)

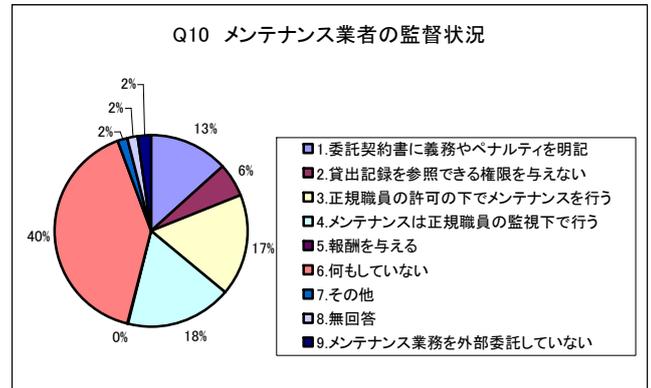
自由記入	回答数
1. パスワードを設定し、図書館員全員で管理(勤務形態を問わず)	7
2. 貸出記録を参照できるパソコンを限定している	3
3. 一部の管理者しかパスワードを知らない	3
4. 個々の職員の意識を高める(研修、教育)	3
5. 業務委託職員の契約書に守秘義務を明記	3
6. 正規職員の外に、専門的な教育を受けた委託職員も許可	1
7. パスワードを設定し、本人が1年間分の履歴を参照	1
8. 業務用パソコンに外部者を近づけない	1
9. 個人情報を表示したまま席を立たない	1
10. その他	5
合計	28

わず、図書館員全員がパスワードを知っている」とする自由記入が7館から寄せられている。確かに、正規、臨時・派遣といった雇用形態を問わず、全員が個人情報保護に対する高い知識と能力を持つべきであるが、①大学図書館員の司書有資格率、②現段階での個人情報保護に対する意識・知識の違い、③雇用形態とそれに関連した忠誠心、帰属意識の違いなどを考えれば、日常的に、返却後の貸出記録を参照する必要がない限り、個人情報保護という重要な仕事は、一部の限られた(研修を積んだ)職員がパスワードの管理責任を持ち、さらには、正規職員の中でもより責任の大きな地位にある職員がその許可を与える、といった体制にするべきである。

- 4) 現在の大学図書館の個人情報保護、プライバシー保護に対する姿勢は、以上のようなパスワード管理の機密性の低さにも反映されているように思われる。

### 2.2.7 メンテナンス業務委託先への監督指導状況(Q10)

- 「何もしていない」とする回答が全体の4割(94館)と多数を占めており、個人情報保護に対する意識がまだまだ低いということが分かる。
- 個人情報保護の対策として一般的と言われる「委託契約書」への守秘義務やペナルティの明記もほとんどの図書館で行われておらず(実施しているのは13%、31館)、対策が遅れていることが分かる。
- インターネット社会では、いったん流出した情報は、それが大量の情報であっても一瞬にしてコピーされ、しかも世界中に広がっていくという恐れがある。つまり、個人情報がいったん流出すれば、その被害はとどまるところ知らず、しかも一生涯、その被害を本人に与え続ける恐れがある。各大学図書館は、貸出記録などの個人情報を取り扱う委託先業者に対して、適切な監督を行うための方法を講じる必要がある。



## 3. 提案—大学図書館における望ましい個人情報・プライバシー保護の方法

### 3.1 問題意識を高める

アンケート調査では、貸出記録を返却後も保有し続けている大学図書館に対して、現在の管理方法に対する不安がないかどうかを確認している。右図から分かるように、「不安を感じるので変更すべき」と考える大学図書館員は半数にとどまる結果となった。個人情報保護法が本格施行されてまだ数ヶ月しか経っていないことを考えれば、貸出記録の管理方法に問題点があることは予想の範囲であったが、「今のままでよい」と考える大学図書館員が4割を越えていることは予想外の結果であった。

もちろん、調査用紙に挙げた対策や各館独自の対策だけで十分という意見も含まれていると思われるが、「今のままでよい」と回答した大学図書館について、Q5の結果とクロスすると、実に26館にも上る大学図書館が、個人情報保護・プライバシー保護への配慮として、「今のところ何もしていない」と回答していることもみえてくる。つまり、これらの大学は、個人情報保護、プライバシー保護のために何ら対策を講じていない(少なくともアンケート用紙に例示した一般的な対策は行っていない)にも関わらず、現在の貸出記録の管理方法で十分であると考えているのである。なぜそのような意識になるのだろうか。

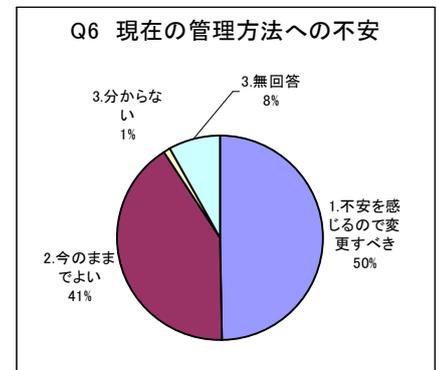
上述のように、貸出記録の保護については、「図書館員であるならば、誰もが理解している倫理だから、特別な対策は不要」とする意見もある。しかし、以上の数値からは、貸出記録の利用(悪用)価値とその保護の重要性が、一部ではまだまだ理解されていないようにも思われる。まずは、貸出記録を安全に管理することが、知る自由を保障するための前提条件であり、さらに広い意味での人権を保護することにつながるということを理解し、その職務が法律で課せられた義務であるという意識を持つ必要がある。

また、アンケート調査の自由記入欄には、「個人情報保護の問題は図書館だけでなく、大学全体に関わる問題である」ことや、「大学図書館だけでは判断できない」といった意見も記されていた。しかし、プライバシー保護の重要性をいち早く専門的に学び、それを長く実践してきた図書館だからこそ、より高度な視点から、利用者、つまり学生や教員の個人情報保護の重要性を訴えていくことも可能であると思われる。「なぜ、図書館だけ？」と否定的に考えるのではなく、「まず図書館から！」という発想に切り替えて行く必要があると筆者は考えている。

### 3.2 貸出システムの変更を検討する

今回のアンケート調査では、貸出記録を返却後も保有すること、あるいは、利用者からの開示要求を断ることを、本来は問題であるとしつつも、「システム上、仕方ない」と回答する大学図書館がいくつかあった。しかし、そうした意識の中に、「システムのせいにしておけばいい」という甘えは存在しないだろうか。筆者は、大学図書館システムを設計し、管理する大手企業の担当者にメールでいくつか質問を行ったが、表2のように、各大学図書館が貸出記録の管理方法において問題視しているほぼ全ての問題が解決可能であるという回答を頂いている。

もちろん、貸出システムを変更するには一定の費用がかかる。しかし、それはシステム全体の大幅な変更、入れ替えというわけではない。貸出記録という個人情報が流出した場合には、大学図書館への信頼が低下するだけでなく、大学全体のイメージダウンも招きかねない。個人の興味関心、政治的思想や信仰に関する高度な個人情報を預かる立場であるからこそ、大学図書館が果たさ



なければならない義務もまた、様々な意味で大きくなるのである。

表2 貸出システム開発業者へのアンケート調査<sup>1</sup>

質問項目	回答
1) 統計処理と個人の貸出記録を切り離すことはできるか？(返却時に統計データのみ抽出し、貸出記録を消去できるか？)	対応は可能。現在、個人の貸出記録は、①利用履歴(統計処理のための情報。学部学科、身分など)と②運用記録(業務の運用操作履歴)として残される。ともに、利用者個人の情報が必要なければ、利用者 ID をダミーID に置き換えることで個人情報を消去することは可能。 現在、個人情報保護法に対応するシステム変更の提案を検討中。例えば、①資料返却時に、貸出記録から利用者 ID を削除できるようにし、これに伴う貸出利用統計のプログラムを変更する、②「SQL」でデータベースにアクセスする場合のログを保存するなど。
2) 1)ができる場合、システムを変更する費用はどの程度かかるか？	概算で 1.5～2(百万円)前後となる見込み。
3) 保有する個人の貸出記録を暗号化し、流出した場合でも解析が不可能に近い状態にすることはできるか？	貸出記録(利用者 ID)の暗号化については、技術的には可能。ただし、暗号化のロジックなどいくつかクリアすべき事項がある。また、大学図書館の外部に(許可を得て)個人情報を持ち出す必要がある場合は、CSV 形式などの参照されやすいテキストファイルや CSV のような、参照しやすい形ではなく、DB 固有のダンプファイルの形式で搬送するという対応も可能。
4) 個人貸出記録を保有するコンピュータをネットワークから遮断できるか？	すでに一部の大学図書館において実施されている。また、ネットワークに接続する場合も、特定の IP アドレスに限定し、SSH による接続のみとするなど、ファイアウォールを設定している大学図書館もある。

### 3.3 個人情報保護方針を作成・公表する

上述のように、個人情報保護法では、個人情報をどのように取り扱うか、ということを社会に対して説明することは特に義務付けていない。また、細かい内容の保護方針を作成すれば、日々の活動がその方針に縛られることになる上に、方針に反した場合には社会からの批判を浴びる、といったリスクを負うことにもなる。こうした予測もあつてか、大学図書館だけでなく、多くの事業者は、個人情報保護の取り扱いに関する内部規則の作成にとどまり、個人情報保護方針の作成に積極的ではないという報告もある。

しかし、個人情報保護方針の公表には、①個人情報保護に対する真摯な大学姿勢をアピールすることにつながることから、社会からの信頼を得るといった大きな効果が期待できる。また、②社会からの監視という緊張感が生じることで、個人情報の取り扱いが今までよりもさらに慎重なものとなることも容易に想像できる。館内規則を作成し、運用するだけでは、どうしても内部に甘い態度となってしまう。Web サイトや利用案内パンフレット、あるいは図書館オリエンテーションなどを通じて、個人情報保護方針を広く公表することを通じて、日々の図書館サービスを点検し、改善点をあぶり出していくことも可能だろう。

大学図書館の個人情報保護方針は、利用者、さらには社会に対する約束を示すものであるから、理想的なことばかりを並べればいわけではない。個人情報保護法の理念に照らして業務を見直した上で実現可能な方針を作成し、いったん公表した後も、利用者の個人情報の取り扱いについて、適正であるかどうかを常に見直さなければならない。各大学図書館の現状をふまえた上で、個人情報保護方針の作成と公表をぜひ検討していただきたい。

### おわりに

以上、本講演では、大学図書館における貸出記録の取り扱いについて、伝統的なプライバシー保護という観点からだけでなく、個人情報保護という観点を加えて、その望ましい管理方法を考察してきた。本講演の考察対象は、貸出システムの内部でデータとしてやりとりされる「貸出記録」であったが、利用者個人のプライバシーを含み、かつ、個人の思想や興味関心を反映する読書記録というものは、貸出システムを稼働させているコンピュータ内部に残されるだけではない。読書記録は、複写申込用紙にも残されるし、レファレンス記録や AV 資料閲覧申し込み用紙にも残される。さらに言えば、利用者個人の貸出記録は、大学図書館のように、利用者がある程度限定される、閉鎖的な空間では、大学図書館員の記憶の中にも残ってしまうことがある。

個人情報保護法の施行は、これまでの大学図書館サービスを見直すための好機であると筆者は考えている。本稿がテーマとしたものは貸出記録だけであったが、大学図書館において個人情報を保護するための理念や方法は、読書記録の記録方法が異なるとしても、基本的には同じであろう。今回の研究が、大学図書館において、利用者のプライバシー保護、個人情報保護を前提としたサービスを確立するための一助となれば幸いである。

### 謝辞

本研究では、私立大学図書館協会西地区部会に加盟する 198 館にアンケート調査のご協力をいただいた。本来であれば、礼状と結果報告書を発送すべきであるが、アンケート用紙は無記名での回収、集計となったため、加盟館の皆様には、この場を借りて、研究の報告と感謝の意を伝えたい。(2005 年 6 月 18 日)

■参考文献 岡村久道・鈴木正明著『これだけは知っておきたい個人情報保護』日本経済新聞社、2005/岡村久道著『個人情報保護法の知識』(日経文庫)日本経済新聞社、2005.2/私立大学協会編『個人情報保護法に関する質疑応答集』(個人情報保護法に関する研究協議会資料)2005.3

<sup>1</sup> 2005 年 3 月 23 日にメールにてシステム担当者にアンケートを送付、4 月 28 日に回答メールあり。